

点数付加情報引き継ぎについて

経過措置延長とされた医薬品マスタについては、ユーザーにより設定された「一般名記載」等の設定が、延長後の期間に引継がれません。

バッチ処理により点数マスタの付加情報として設定した内容を延長後の期間に設定するプログラムにより設定を行います。

プログラムは、月次統計処理から実行できますので、使用する場合はシステム管理で登録が必要です。

システム管理の登録

- (1) 管理コードに3002「統計帳票出力情報（月次）」を選択します。
- (2) 区分コードに登録する空き番号を入力します。
- (3) 有効年月日を空白のままEnterキーを入力します。
“00000000”～“99999999”
- (4) 「確定」をクリックします。
- (5) 「複写」をクリックします。
- (6) 一覧の中から「改正対応（点数付加引継ぎ作成）」をクリックし、「確定」ボタンをクリックします。
- (7) 「登録」ボタンをクリックします。

月次統計業務から処理を行います。

パラメタ説明

改正年月日：

薬価改定によって期限が延長された薬剤を対象に点数付加情報の引継ぎをおこないます。

改正年月日を入力してください。

例：**改正施行日が令和3年4月1日の場合**

改正年月日欄に「20210401」を指定してEnterし、「処理開始」してください。